



目 次

告 示	ページ
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託 (税 務 課)	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要 (経営支援課)	1
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	1

告 示

高知県告示第551号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

令和5年8月8日

高知県知事 濱田 省司

委託した者		委託の内容	委託期間
事務所の所在地	名称		
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	地銀ネットワークサービス株式会社	県税に係る徴収金の収納事務の取りまとめ	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における県税に係る徴収金の収納事務	〃
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	〃	〃

東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	〃	〃
東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	〃	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4	ウェルネット株式会社	支払秘書決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃
東京都千代田区紀尾井町1番3号	PayPay株式会社	PayPay決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃
東京都品川区西品川一丁目1番1号	LINE Pay株式会社	LINE Pay決済サービスを利用して納付される県税に係る徴収金の収納事務	〃

高知県告示第552号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により宿毛市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和5年4月高知県告示第243号
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
西南ショッピングセンター
宿毛市宿毛5380番地1ほか
- 3 意見の概要
特に意見はありません。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高知市高須長場江左右エ門土地改良区の定款の変更を令和5年7月21日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年8月8日

高知県知事 濱田 省司